

学校いじめ防止基本方針（富士市立鷹岡中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応が難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育てていかなければならない。

いじめが発見された場合には、まず第一にいじめられた児童生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことが大切である。そして、深刻な重大事態にならないように、学校、家庭、地域が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められている。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要である。

以上の考えにより、本方針を策定する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

構成規模は、学校規模や実態等に応じて柔軟に対応する。

(1) 生徒指導部会

週に1回生徒指導部会を開き、いじめに関する情報や生徒同士の人間関係に関する情報を収集する。養護教諭やサポート員からの情報も共有していく。いじめに関わる情報があった場合には、主任者会等で報告する。

構成員：生徒指導部会 各学年の生活指導担当

主任者会 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任

(2) いじめ対策委員会（以下、委員会）

月に1回いじめ対策委員会を開き組織で情報共有を行う。いじめが発見された場合、いじめアンケート実施後に委員会を開いて情報を組織で共有し、対応策を検討する。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

該当学級担任、該当部活動顧問、教科担任

(3) 拡大いじめ対策委員会（以下、拡大委員会）

重篤ないじめが発見された場合、拡大委員会を開き、市教委の指示に従い情報を共有し、対応策を検討する。

構成員：いじめ対策委員会+PTA会長等・スクールソーシャルワーカー、学校評議員・富士警察署サポートセンター、青少年相談センター、学校教育課等

3 いじめ防止等のための対策（いじめの防止等に関する措置）

(1) 人権教育の推進

- ・Q-Uまたは「人間関係作りプログラム」を実施する。
- ・グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングを全校実施し、人間関係の円滑化を図ると共に、自他を大切にすることを育む。
- ・教職員が生徒の人権を尊重し、学校教育の中で丁寧な言葉遣いをし、生徒に範を示す。
- ・年間を通じて、人権に関する教員向けの研修を行う。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

① 「いじめ撲滅・行動宣言」の実施

- ・生徒会を主催として、学級活動で「いじめ」について考える話し合い活動を行う。
- ・「いじめ撲滅」のために自分ができることを「行動宣言」として、カードに記入する。
- ・「行動宣言」が書かれたカードを校内に掲示し、生徒の意識の高揚を図る。
- ・特別活動部、生活指導部、生徒会担当、道徳部、研修部がリンクした「いじめ撲滅」に向けた取り組みを計画的に継続して、定期的に行う。

② 生徒がお互いに支え合い、認め合う環境をつくるために、ピア・サポート運動を実施する

- ・学年行事、学校行事のあとに「ありがとうカード」を全校実施し、仲間の良さを見つけ、認め合う機会をつくる。これについては特活部で計画して行う。
- ・運動会、文化活動発表会で縦割り活動を実施し、異学年交流を進める中で、互いの良さを認め合えるような機会をつくる。

(3) いじめを予防する活動の実施

① 原則

- ・「いじめは絶対に許されない」「どのような場合でもいじめられている生徒は必ず守る」という教職員集団の姿勢を学校生活の様々な場面で強く示す。
- ・学級活動、道徳の時間を使って、「いじめ」について生徒が考える機会を必ずもつ。
- ・「できた」「がんばった」と生徒が思える手立てを講じ、成長を認めていくことで、生徒の自己肯定感を高めていく。

② 授業

- ・授業の中で、小グループ活動を積極的に取り入れることで、生徒の人間関係の円滑化を日常的に図っていく。
- ・共同的な学習を通して「学び続ける子ども」の育成を目指すことで、仲間との関わりを増やし、教室の中に生徒の居場所を確保していく。
- ・特別活動の中で、友達のよさを見つけて、認めていく活動を行う。
- ・2年時に総合的な学習で職場体験を実施し、みんなの幸せな生活のために自分ができることについて体験学習を通して考え、学ぶ機会を設ける。
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり、授業づくりに取り組む。

③ その他

- ・学校生活の中で、自分の服装や髪型等の生活態度を定期的に自分で振り返り、自ら改善する気持ちを育てることを通して規範意識を高めていく。
- ・「ケータイ安全教室」を外部講師を招聘して行い、情報モラルを育成する。また、ゴールデンウィーク、長期

休業に際して、携帯型端末等を用いたインターネット利用上の注意事項を全校集会を開いて説明する。

(4) 保護者や地域への啓発

- ・保護者会や学級懇談会、長期休業前等で、「なやまないで！」（富士市教育委員会発行）、「いじめのサイン発見シート」（文部科学省発行）等の資料を配布する。
- ・PTA各専門部と連携し、朝のあいさつ運動等で気になることを報告していただく。
- ・PTA専門部、PTA総会でいじめ対策の方針と経過の報告をする。
- ・ホームページを通していじめ対策の方針を保護者や地域に周知する。併せて、情報提供の協力を依頼する。
- ・自校のホームページで、いじめ防止の基本方針を掲載し、保護者や地域への周知を図る。
- ・学校評議員、ふれあい協力員等の地域の方から、地域での生徒の活動の様子について情報を提供していただくように依頼する。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること、子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用することの周知をする。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっていることを周知する。
- ・子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときの対応も話し合うことを伝える。

(5) いじめに関する教職員の研修

- ・静岡県教育委員会の「人権教育の手引き」を活用した校内研修を実施する。
- ・富士市教育委員会作成の「いじめ防止に向けた取組」冊子を活用する。
- ・人権教育の研修会に参加し、伝達研修を行う。
- ・道徳部が人権やいじめに関わる資料を職員会議で提示し、全職員で確認する。
- ・いじめの様態、対応の仕方についての理解を深める研修を行う。
- ・教育相談の実施方法や生徒の話の聞き方、対応の仕方について研修を行う。
- ・教職員の言動がいじめの原因になり得るという意識をもち、教職員自身の言動を律するための研修を行う。

(6) いじめの早期発見・早期対応

- ・学級担任だけでなく、教科担任、学年職員、サポート員、養護教諭等で生徒の様子について情報交換をする。
- ・日常の生活や3行日記等から生徒の行動観察をする。
- ・「いじめ発見のチェックポイント」を参考にして、生徒の変化やいじめの兆候を察知する。
※「いじめ発見のチェックポイント」は別添資料①を参照。
- ・6月、9月、12月に、教育相談アンケートを実施し、教育相談を全員行う。
- ・いじめアンケートを5月・11月・2月の年3回実施し、いじめの早期発見・早期解決に努める。アンケートは原則として無記名とするが、生徒自身の判断で氏名は書いてもよいこととする。家庭に持ち帰って記入し、封筒に入れて学級担任に提出する。
- ・いじめの情報がなかった場合でも、いじめアンケート実施後には委員会を開き、情報交換を行う。
- ・毎週月曜日の1時間目に、各学年生活指導担当と養護教諭、生徒指導主事が参加する生徒指導部会を開き、生徒の情報交換を行う。
- ・月1回「ストレスチェック」を実施して、生徒の心の状態を確認し、心の状態に不安がある生徒を早期に発

見し、教育相談を行う。

- ・前後期で1回ずつ生徒及び保護者に対して学校評価のアンケートを実施し、生徒の学校生活の全体像と保護者のニーズを把握する。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。
- ・毎月7日以上、年間30日以上の欠席日数を目安として、該当する生徒の行動をより注意深く観察し、生徒の心に寄り添った指導を行い、欠席理由の特定と原因の解消に努める。
- ・養護教諭と連携し、保健室への来室が多くなった生徒の情報を共有し、該当生徒のケアに努める。
- ・「ほっとテレフォン・ふじ」等の相談窓口を生徒や保護者に周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 対応の原則

- ・実態把握のために生徒や保護者から話を聴く場合には、事実関係を正確に把握するために必ず複数の教員で対応する。
- ・収集した情報は記録し、委員会または臨時委員会を通して対応策を検討し、全職員で共有する。なお、重大事態に該当する場合には、富士市教育委員会の指示で対応を行う。

(2) いじめの情報を受けた場合

① いじめの事実を確認する。

- ・当該生徒からの訴えであれば、当該生徒本人から事実関係を確認、記録する。
- ・当該生徒の保護者からの訴えである場合には、基本的に家庭訪問をし、可能であれば同席の上で事実関係を確認、記録する。
- ・生徒からの情報であれば、情報を提供した当事者から事実関係を確認、記録する。
- ・保護者からの情報提供である場合には、情報を提供した当事者及び生徒から事実関係を確認、記録する。
- ・地域の方からの情報の場合で、個人名が特定できる場合には、情報を提供した当事者から事実関係を確認した上で、関係生徒から話を聞き、実態を把握し、記録する。
- ・地域の方からの情報の場合で、個人名が特定できない場合には、全学級で学級担任からいじめ防止のための全体指導を行う。同時に、行動観察を強化し、実態の把握に努める。必要に応じて、アンケート等を実施し、情報収集を行う。

② いじめの事実が認められた場合は、当該生徒、関係生徒から実態把握は正確に行う。その際、次の点について留意する。

- ・生徒の話を聞く時間帯、場所について他の生徒の目につかないようにする。
- ・被害生徒の立場に立って、必ず話を聴く。
- ・被害生徒の安全が確保できるように、休み時間、清掃中、部活動中も教師が様子を常に観察する。

③ 委員会を開き、対策を検討する。校長、教頭、教務、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導主事、該当担任が参加する。

④ 被害生徒の意向を確認する。原則的には、加害生徒への直接指導を行う方向性をもつ。ただし、被害生徒が仕返しを恐れ直接指導を望まない場合は、直接指導を強要しない。事態が深刻化している場合は、この限りではない。

⑤ 被害生徒の保護者に学校が把握した事実と本人の意向を伝え、今後の指導方針について保護者の意向を確認しながら了承をとる。

⑥ 被害生徒、保護者の了承がとれた場合、加害生徒に直接、毅然とした態度で指導をする。その後、加害生

徒の保護者に事実を伝え、家庭での協力を依頼する。

- ⑦ 学校内での加害、被害生徒並びにその教室内の生徒の様子について経過観察をする。
- ⑧ 経過観察していることを、定期的に保護者に伝えていく。(記録を取る。)
- ⑨ 再発防止のために全体指導を行う。加害生徒にも、指導後教師間の役割分担の中で、ケアを行う。

(3) いじめが発見された場合

- ① 当該生徒、関係生徒から事情を確認し、実態把握を正確に行い、記録する。その際、次の点について留意する。
 - ・生徒の話聞く時間帯、場所について他の生徒の目につかないようにする。
 - ・被害生徒の立場に立って、必ず話を聴く。
 - ・被害生徒の安全が確保できるように、休み時間、清掃中、部活動中も教師が様子を常に観察する。
- ② 委員会を臨時に開き、対応策を検討する。担任が個人で抱え込まない。
- ③ 被害生徒の意向を確認する。原則的には、加害生徒への直接指導を行う方向性をもつ。ただし、被害生徒が仕返しを恐れ直接指導を望まない場合は、直接指導を強要しない。事態が深刻化している場合は、この限りではない。
- ④ 被害生徒の保護者に学校が把握した事実と本人の意向を伝え、今後の指導方針について保護者の意向を確認しながら了承をとる。
- ⑤ 被害生徒、保護者の了承がとれた場合、加害生徒に直接、毅然とした態度で指導をする。その後、加害生徒の保護者に事実を伝え、家庭での協力を依頼する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認める時には警察に相談し、連携して対応する。
- ⑦ 学校内での加害、被害生徒並びにその教室内の生徒の様子について経過観察をする。
- ⑧ 再発防止のために全体指導を行う。加害生徒にも、指導後教師間の役割分担の中で、ケアを行う。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を指す。

ア いじめにより生徒の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が一定期間連続して欠席しているとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

② 調査

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査をする。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

③ 各対応

重大事態の対応には教育委員会に報告した後、市教委と連携しながら対応を進めていく。

a 生徒対応（担当：生徒指導主事）

- ・重大事態の状況によっては警察等の関係機関や報道機関が学校に入り、生徒に憶測や動揺が広がる可能性がある。教育活動を正常に行い、生徒が落ち着いて生活できるように、臨時生徒集会等を開催して、市教委の指示に基づいて事実と対策について生徒に説明する。
- ・生徒の心の状態を確認するためのアンケートを作成し実施する。また、集約した情報を職員間で共有し、ケアする必要のある生徒との教育相談を行う。
- ・心に傷を負っている生徒や不安を感じている生徒を優先してスクールカウンセラーとの面接を行い、落ち着いて学校生活を送ることができるようにする。その際には保護者の同意を得る。

b 保護者対応（担当：教頭）

- ・重大事態の状況によっては警察等の関係機関や報道機関が学校に入り、保護者に憶測や動揺が広がる可能性がある。臨時保護者会を開き、市教委の指示によって事実関係と今後の対策を保護者に伝え、説明責任を果たす。また、生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるように家庭での協力を依頼する。
- ・臨時保護者会の開催通知を作成、配布する。
- ・保護者からの問い合わせの窓口として、問い合わせ内容について回答する。

c 警察対応（担当：教頭、生徒指導主事）

- ・認知したいじめの行為が、触法性がある場合や、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な支援を得る。
- ・被害届が出るような事態の場合は、加害生徒と被害生徒の状況について所轄の警察署と綿密に情報交換をする。

d 児童相談所対応（担当：教頭、生徒指導主事）

- ・認知したいじめの行為に関わる生徒に虐待が疑われる事実があった場合には、保護者への協力依頼や指導、または該当する生徒の保護のために児童相談所に連絡する。
- ・認知したいじめの行為に関わる生徒に虐待の事実があった場合には、児童相談所に通告する。

e 医療機関対応（担当：教頭、養護教諭、生徒指導主事）

- ・いじめの被害者の生徒が心身に傷を負っていて専門的な治療が必要な場合には、学級担任を通して本人と保護者の意向を確認して、関係医療機関を勧める。

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないものとする。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断していく。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定する場合もある。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 検証と見直し

- ・ 6月、12月の教育相談実施後に全職員を対象として「取組チェックシート」を活用した確認作業を行い、いじめ防止への取組が適切に学校内で行われたか確認すると共に、職員間のいじめ防止対策に対する認識を高める。
 - ・ チェックシートの集計は、長期休業中に行う。成果と課題については、委員会を開いて情報を共有し、改善点を検討する。長期休業明けの職員会議で改善策を共有し、事後の取り組みに反映させる。
- ※「取組チェックシート」は別添資料②を参照。
- ・ 年度末学校評価で、「いじめ防止基本方針」について成果と課題を検証し、次年度への改善策を考案する。